

令和5年 8月8日開会

令和5年 8月8日閉会

# 志太広域事務組合議会

## 8月臨時会会議録

志太広域事務組合議会



令和5年8月志太広域事務組合議会臨時会目次

会期及び会期中日程 ..... 1

第1日 8月8日（火曜日）

1. 出席議員	.....	3
2. 出席説明員	.....	4
3. 職務のため出席した職員	.....	4
4. 議事日程	.....	5
5. 開会	.....	7
6. 開議	.....	7
7. 会議録署名議員の指名	.....	7
8. 諸般の報告	.....	7
9. 会期の決定	.....	7
10. 第10号議案 志太広域事務組合職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
第11号議案 令和5年度消防ポンプ自動車（南ポンプ2）購入契約の締結について		
第12号議案 令和5年度支援車（藤枝支援）購入契約の締結について		
以上3件一括上程	.....	7
(1) 提案理由の説明	.....	8
(2) 質疑		
ア、石井通春議員	.....	10
(3) 討論（なし）		
(4) 採決		
ア、第10号議案（賛成総員・可決）	.....	16
イ、第11号議案（賛成総員・可決）	.....	16
ウ、第12号議案（賛成総員・可決）	.....	16

11. 閉議・閉会

.....17

8月8日（火曜日）



令和5年8月志太広域事務組合議会臨時会会期及び会期中日程

1. 8月臨時会会期 8月8日（火） 1日

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
8月8日	火	○議会運営協議会（午後3時30分） ○全員協議会（午後4時45分） 本会議 ○開会・開議 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○第10～12号議案 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 ○閉議・閉会 ○全員協議会（本会議終了後）





○出席議員（16人）

1番	深津寧子	議員	（藤枝市議会議員）
2番	石井通春	議員	（藤枝市議会議員）
3番	内田修司	議員	（焼津市議会議員）
4番	増井好典	議員	（焼津市議会議員）
5番	鈴木岳幸	議員	（藤枝市議会議員）
6番	平井登	議員	（藤枝市議会議員）
7番	河合一也	議員	（焼津市議会議員）
8番	村松幸昌	議員	（焼津市議会議員）
9番	油井和行	議員	（藤枝市議会議員）
10番	大石保幸	議員	（藤枝市議会議員）
11番	川島要	議員	（焼津市議会議員）
12番	杉田源太郎	議員	（焼津市議会議員）
13番	小林和彦	議員	（藤枝市議会議員）
14番	池谷和正	議員	（焼津市議会議員）
15番	石田江利子	議員	（焼津市議会議員）
16番	山根一	議員	（藤枝市議会議員）

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
中部看護専門学校長	友 山 眞	
事 務 局 長	鈴 木 克 彦	
事務局次長	八 木 隆 之	
消 防 長	大 橋 充	
消 防 次 長	増 田 好 憲	

---

○監 査 委 員                    鈴 木 正 和

---

○職務のため出席した職員

書 記 長	小 西 裕 充	(藤枝市議会事務局長)
書 記	小笠原 博 之	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	岡 眞太郎	(藤枝市議会議事担当係長)
書 記	石 橋 直 人	(藤枝市議会主任主事)

## 令和5年8月志太広域事務組合議会臨時会議事日程

日時／令和5年8月8日（火）午後4時開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

開会・開議

会議録署名議員の指名

諸般の報告

- (1) 管理者提出議案の受理について
- (2) 例月出納検査結果報告の受理について

日程第1 会期の決定

日程第2 第10号議案 志太広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

第11号議案 令和5年度消防ポンプ自動車（南ポンプ2）購入契約の締結  
について

第12号議案 令和5年度 支援車（藤枝支援）購入契約の締結について

以上 3件一括上程（提案理由の説明）

- 1 質 疑
- 2 討 論
- 3 採 決

閉議・閉会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午後 4 時00分開議

○議長（山根 一議員） ただいまから、令和 5 年 8 月志太広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、3 番 内田修司議員、13番 小林和彦議員を指名いたします。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（小西裕充） 議長。

○議長（山根 一議員） 書記長。

○書記長（小西裕充） 御報告いたします。初めに、本臨時会へ管理者から第10号議案志太広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか2件の議案の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書の令和 5 年 4 月分、令和 5 年 5 月分の送付があり、これを受理いたしました。

以上です。

○議長（山根 一議員） 監査委員の報告のありました例月出納検査結果報告書の一覧及び報告書の写しを既に配付済みでありますので、御了承願います。

---

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

- |   |              |             |             |
|---|--------------|-------------|-------------|
| 1 | 志太広域（監）第 2 号 | 令和 5 年 4 月分 | 例月出納検査結果報告書 |
| 2 | 志太広域（監）第 3 号 | 令和 5 年 5 月分 | 例月出納検査結果報告書 |

---

以上で、報告を終わります。

日程第 1. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期を本日 1 日としたいと思いますが、御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山根 一議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は 1 日に決定いたしました。

日程第 2. 第10号議案から第12号議案まで以上 3 件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（山根 一議員） 管理者。

（登 壇）

○管理者（北村正平） ただいま上程されました第10号議案から第12号議案までの3議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

初めに、第10号議案 志太広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことに伴い、防疫等作業手当を廃止しようとするものであります。

次に、第11号議案 令和5年度消防ポンプ自動車（南ポンプ2）購入契約の締結については、消防力の充実強化を目的に南分署の車両を更新するもので、本年7月13日に指名競争入札を行った結果、不調となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約により、取得金額を5,390万円をもって株式会社日消機械工業から取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び志太広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第12号議案 令和5年度支援車（藤枝支援）購入契約の締結については、消防力の充実強化を目的に藤枝消防署の車両を更新するもので、本年7月13日に指名競争入札を行った結果、取得金額7,920万円をもって坪井特殊車体株式会社から取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び志太広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、3議案につきまして、御審議のほど、よろしく御願い申し上げます。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

（登 壇）

○事務局長（鈴木克彦） ただいま管理者から提案理由を御説明いたしました第10号議案について、私から補足説明をさせていただきます。議案書の1ページ、併せて参考資料の1ページ、新旧対照表を御覧ください。

第10号議案 志太広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類感染症に移行したことに伴い、人事院規則の一部が改正され、国家公務員における新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例が廃止されたため、国と同様に志太広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項及び第3項に規定する防疫等作業手当を廃止しようとするものでございます。なお、本条例の施行期日は公布の日からといたします。

以上、第10号議案の補足説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○消防長（大橋 充） 議長。

○議長（山根 一議員） 消防長。

（登壇）

○消防長（大橋 充） それでは、私から第11号議案及び第12号議案について、補足説明をさせていただきます。

初めに、第11号議案 令和5年度消防ポンプ自動車（南ポンプ2）購入契約の締結について御説明させていただきます。議案書2ページ、参考資料2ページ、併せて4ページの車両イメージ1を御覧ください。

更新予定の車両は、藤枝消防署南分署に配置されています消防ポンプ自動車（南ポンプ2）でございます。本車両は平成18年度の導入から17年が経過し、車体の老朽化が著しく、消防ポンプの能力低下や電気系統の不具合も多く発生していることから、安全に安定した消火活動を維持するために更新させていただくものでございます。車両の特徴は、車両を小型化することで住宅密集地や山間地での活動が円滑になることに加え、車両に搭載する600リットルの水槽と圧縮空気泡消火システムにより、少量の水と消火薬剤で効果的な消火活動が可能となることです。なお、使用する薬剤は環境や人体にやさしい天然成分由来の界面活性剤を主成分としております。本事業につきましては、緊急防災・減災事業債を活用し、取得するものでございます。

次に、第12号議案 令和5年度支援車（藤枝支援）購入契約の締結について御説明いたします。議案書3ページ、参考資料5ページ、併せて6ページの車両イメージ2を御覧ください。更新予定の車両は、藤枝消防署に配置されています支援車でございます。本車両は平成19年度の導入から16年が経過し、車体の老朽化が著しく進んでいること、

また様々な災害への対応に必要となる資機材が増加し、現行車両に積載能力の不足が生じていることから、安全に安定した消防活動を維持するために更新させていただくものでございます。車両の特徴は荷台のコンテナが脱着可能な構造となっており、災害の種別に応じた資機材を積載したコンテナを速やかに載せ替えることが可能となることです。また、コンテナ内部のスペースを現場指揮本部として活用することで、悪条件の環境下においても迅速に活動拠点を設置することが可能となります。なお、本事業につきましては緊急防災・減災事業債を活用し、取得するものでございます。

以上、第11号議案 令和5年度消防ポンプ自動車（南ポンプ2）購入契約の締結について及び第12号議案 令和5年度支援車（藤枝支援）購入契約の締結についての補足説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山根 一議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に上程議案3件に対する質疑のある方は通告願います。

午後4時10分 休憩

午後4時12分 再開

○議長（山根 一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程議案3件に対する質疑を行います。第11号議案及び第12号議案について通告がありますので、発言を許します。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（山根 一議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 第11号議案 令和5年度消防ポンプ自動車（南ポンプ2）及び第12号議案 令和5年度支援車（藤枝支援）、いずれも消防車両の購入契約の締結についての議案です。まず、私は消防車両の購入自体を否定するものではなく、必要なインフラ整備として、新しい車両に買い替えるのは当然だと考えております。一方で、なぜ万という決して安くない車両の購入が、本当に必要なものかどうかを検証するのが執行部をチェックする議会の役割だと考えています。消防車両の購入は毎年年中行事のごとく8月臨時会に提案されておりまして、その根底となりますのが消防車両の更新計画というものです。この志広組が決めました消防車両の更新計画は5年スパンで定められて



おりまして、現在の計画は令和2年から6年度までの年度で現在4年目を迎えておりまして、来年度にはこの先の計画を作ることになる段取りかと考えます。お手元に配付した資料はその中身でございますけれども、志広組に定められておりますこの計画には事業費という記載がされておまして、つまりこの車両の購入価格ですね。これがここまですべて記載されております。当然公開もされております。問題と考えますのは、こうした価格を公表すること自体は入札におきます原則公開してはならない予定価格を事実上、公表することに等しく、既に今年度の契約は大幅に事業費より落札予定価格が大幅に上回ったこともあるんですが、来年度策定する時期の車両の更新計画については、この事業費の記載というものがそもそも不必要ではないかということが言っているんです。

次に、なぜ今回大幅に上振れになったかについてです。お手元の表では令和4年度までは記載の車両更新計画、記載の事業費それぞれ消防車、救急車ありますが、ほぼ同じ金額で落札されております。落札率は95から99%ですね。これはこれでまた別の問題があると思うんですけれども、今回の契約は特に第12号議案の消防車の藤枝支援ですね。計画では3,850万円になっていますけれども、実際は倍額以上の8,140万円ということですね。そうですね。2020年10月の定例会で、私はこの計画と落札価格の異常なまでの一致について、このこういう計画は公表されておりますので、業者に言いなりのこの予定価格になっているのではないかと。組合内でどういう検討で予定価格を決めているのかについて質問をいたしました。当時の答弁は車両更新の前年度において、志広組の職員で構成する車両資機材検討委員会で参考見積りを徴収し、さらにこの事業費の根拠となるよう再度積算を行って、そしてその翌年度当該年度において複数の業者から本体装備品など細分化した見積りを徴収し、その中から一番安い部分を抜き出して予定価格を決めるというのが、これは前回の答弁ですね。

しかし、今回については予定価格そのものが倍額になって、事業費の倍額以上になって、実際の落札も不調になりましたが、ほぼ予定価格と同額になっているということです。先ほど申し上げた、この組合内のこの検討の手順の中で大幅に上昇した経緯といったものがどこにあったのかと。

最後にこの更新の理由ですが、車両の更新の理由ですけれども、議会に提案されている主な理由は車両の耐用年数のみです。もちろんこの車両の更新は必要なんですけれども、本当に必要かどうかは耐用年数だけでは判断できません。長寿命化が図られるのかどうか。一方で資機材の高騰ですとか、近年の災害の多様化など、計画時には想定でき

なかった新しい対策が必要となることも、もちろんあるんですけども、この車両の更新の理由を主に耐用年数だけにとどまらず納税者が納得できる理由を示すべきではないでしょうか。

以上が質問です。

○消防長（大橋 充） 議長。

○議長（山根 一議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 石井議員にお答えします。初めに、消防車両の購入契約の締結のうち、車両更新計画の事業費の記載についてですが、車両更新計画の事業費は過去に更新しました消防車両の購入実績に基づき価格の変動等、社会情勢を考慮し、計画値として定めております。なお、事業費につきましては、将来的な組合全体の財政不良も検討する上での参考資料としております。

次に、事業費が上昇した経緯ですが、ベースとなる車両価格、部材費等が高騰したことに加え、熱海市で発生しました土砂災害や昨年台風15号の風水害に出動した経験を基に資機材、車両の仕様を見直したものによるものです。

次に、車両更新の理由についてですが、消防車両はいかなる環境下でも常にその機能を十分に発揮できるよう万全な整備を行っておりますが、消防活動の特性上、摩耗や損傷など、予期せぬ不具合が発生することが危惧されます。そのため当消防本部では、日本消防検定協会の安全基準に基づき定められた耐用年数を根拠の一つとして、総合的に判断をして車両の更新を行っております。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 石井通春議員、よろしいですか。2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） まず、先ほども言いましたが、私は車両の更新そのものに反対するのではなくて、インフラ整備は当然必要と思います。一方で、本当に必要な整備であるかどうかということ、税金を使うという立場で判断するのが議会の役割だというふうに思います。その上で、その車両の更新計画ですね。現在の車両の更新計画についてなんですが、今のお答えではその、つまりその計画値ですね。将来、社会情勢を考慮した計画値として定めたものであって、財政的な検討する上での参考資料としているというのがお答えなんですが、実際その参考資料というのではなくて、今までのお配りした表のとおり令和2年から6年度までの5年間を車両の更新計画でも作ってあって、そこには事業費というものを記載していて、そのとおりの落札になっていると。予定価

格が落札になっていると。これは計画値ではないです。事実なんです。実績。それが令和2年から3年、4年と続いているわけですね。そのとおりなんです。実際は、その年から年中行事のごとく、この7月の落札になって8月の臨時会になっているということが続いてきているわけですね。5年先までの事実上の予定価格と言ってもいい、この事業費を記載すること自体が、つまりその官が公表しているわけです。予定価格というのは、原則やっぱり公表しちゃいけないというものなんです。また、これ原則なんですけど、そのとおりに落札がされているのは官製談合と言われても仕方ない状況だと私は思います。談合があるという事実は分かりません。

よってです。私が言ったのは、来年度以降の、令和7年以降の計画を来年度定めるんですが、次回のその計画の中身の、少なくとも車両のこの事業費の記載をやめると。あと、もしくは、もう一つ言うなら、この5年のスパンというものも、そもそも必要かどうか私は分かりません。もっと短くてもいいと思います。そういったものの次期の計画の再検討が必要ではないかということで聞いていますので、お答えいただきたいと思います。

次に、その今年度の問題ですね。これはいわゆる価格がこれだけ、なぜ上がったかということです。今まではその事業費のほぼ同じ100%以内に入ったんですけど、今回は3,850万が倍以上の8,140万になっているわけですね。大幅に増えました。熱海の土砂災害ですとか、台風15号の影響といったお答えなんですけれども、それによって資機材の見直しが必要だというような、そういうようなお答えなんですけど、これだけでその理解を得られるかということです。倍以上になっているわけです。安い金額ではないんですよ、何千万という単位ですので。そこをどう説明していくかということです。これが2点目についてです。

最後に、その更新計画の在り方なんですけれども、消防車両というのは、やはりどのような環境でも常に整備していかなければいけないと。過酷なその車両の使い方もあるというのが、もちろん分かります、これは。消防の立場ではそうだと思います。一方で、その高額な車両の更新といったものが、やはり慎重さといったものも市民の立場では求められているふうに思います。そこら辺が大事なところだと思いますけれども、基本的にその耐用年数というのが主な理由と言いましたけれども、その耐用年数というのは基本的にはやっぱりメーカーが決める話です。メーカーはもちろんもうかりたいので、言いなりにならないような取組みといったものが、思いますけれども、年数が経たからと

いう理由だけの、理由だけの方針にならないような取組みが、私は求められていると思いますが。例えばですが、お答えで日本消防検定協会ですか、この安全基準に基づいて設定していると、耐用年数をということをおっしゃいました。その日本消防検定協会、もちろん私もちょっと、そのとおりなんです。お答え、そのとおりなんですけど、使用期限の設定の条件として三つ挙げているんですよ。一つは点検整備を励行して必要な部品の交換を行った場合のものとする。二つ目が使用時間を加味したものとする。3点目は交換できない主要部品の永年使用により寿命等を考慮したものとする。このことを踏まえて使用期限の設定を、消防ポンプ自動車の使用期限の設定を留意して決めなさいというのが日本消防検定協会の中身です。ですから、こういうことを踏まえて修理だけではもう不可能です。廃車にするしかないというようなことを示すような形での更新計画、議会への説明ですよね。主にその議会への、現在の議会の説明は耐用年数だけといったところに集約されて、主にですけどされているので、そうしたところをこう示していくというのが必要ではないかと思います。

以上、再質疑です。

○議長（山根 一議員） 当局から答弁を求めます。

○消防長（大橋 充） 議長。

○議長（山根 一議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 石井議員の再質疑にお答えいたします。次期車両更新計画につきましては事業費の記載も含め、災害や社会情勢等に則した形で検討してまいりたいと考えます。

次に支援車（藤枝支援）につきましては、近年の豪雨災害や猛暑、さらには熱海市の土砂災害現場へ応援出動した際、気象条件等による活動障害があったことから資機材検討委員会にて検討を重ね、コンテナ内に空調設備を装備するなど、現場指揮本部としても活用できる機能を持たせ、悪天候の中でも安定した消防活動を可能とするものです。

資機材につきましては、隊員の体調管理を考慮し、稼働式冷暖房機や空気清浄機、また電源の供給は環境に配慮した従来の発電機に変え、大型モバイルバッテリーを整備し、効率的な災害対応能力の強化を図ろうとするものです。

次に車両更新の考え方につきましては、常に点検整備をする中、安全基準に基づいた耐用年数に加え、走行距離やエンジンの稼働時間、修理状況や交換部品の可能な年数、さらには社会情勢などを総合的に判断し、常に消防活動が安全に安定して行えることを

第一に考え、車両更新計画を定め、更新しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 再質疑のお答えで、大体のところが分かってきたというふうに思います。一つ目の今後の車両更新計画につきましては、事業費の記載を含めて検討していきたいということですね。ほぼ今回は事業費を記載していない方向の計画を作るといふこと。ほぼそういう話というふうに捉えます。

それから倍増ですね。倍増というところについては、つまりその熱海の土砂災害、台風15号等があり、5年前にはありませんでしたから、その時は3,850万だったんですけども、いわゆるその消防車内の中にその災害対策本部、現場指揮本部。現場指揮本部を置くわけです。置くためにそこに、そのモバイルバッテリー、今までと違うアイドリングなしのバッテリーとか、スポットクーラーとか、そういう機能を持たせることによります大幅な上昇といったところが、大体今の説明で大体輪郭として、つかめてきたかなというふうに思うんですね。こういうことであれば分かりやすいと思います。こういうことであれば市民も高価でも、基本的には私は、理解は得られる話だというふうに思います。一方でこの近年のその、いわゆる災害ですね。劇的にこの変化しております、従来では予測のつかない事態を招くことも多くあるわけですし、線状降水帯といった考え方も3年ぐらい前ですか、出てきたのが。つい最近だと思います。

今後の計画についてなんですけれども、私はその意味で年度を記しての更新計画といったものに今まであまりにも捉われ過ぎているので、必要なものであれば私は補正予算等を組んで、本当に必要なものであれば整備していけばいい話だというふうに思うんですけれども、これまでのこの計画といったものがやはり5年のスパンというもので、毎年毎年きちんと整備を進めていく。計画どおり進めるのが一方でいいかもしれませんが、あまりにも硬直したものだというふうに思います。近年のそうした災害にタイムリーに対応できるような、そういう計画といったものを作っていくというのが現場に則したものだというふうに思いますけれども、これはどちらかという消防のために私質問しているんですけれども、そのことについて再度お尋ねしたいと思います。

○議長（山根 一議員） 当局から答弁を求めます。

○消防長（大橋 充） 議長。

○議長（山根 一議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 議員にお答えします。消防は災害から住民の生命、身体、財産を守ることを責務としております。今後も災害の傾向や社会情勢を見ながら車両更新につきましては、その必要性について十分な検討を重ね、計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 以上で質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩中に議案に対する討論のある方は通告願います。

午後4時31分 休憩

午後4時31分 再開

○議長（山根 一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程議案3件に対する討論を行いますが、通告はありません。

討論なしと認め、上程議案3件に対する討論を終わります。

これから上程議案3件の採決を行います。

初めに第10号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山根 一議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に第11号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山根 一議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に第12号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山根 一議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和5年8月志太広域事務組合議会臨時会を閉会いたします。

午後4時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

小根 一

会議録署名議員

内田 修司

会議録署名議員

小林 和彦